

医療法人等に係る法人の事業税の申告書添付書類の記載要領

この申告書添付書類（医療第1表、医療第2表及び医療第2表の各付表）は次に掲げる地方税法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人等が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する際に、法人の事業税の課税標準を算定する場合に作成し、提出するものです。

なお、一つの医療法人等が複数の病院又は事業所若しくは施設を運営し、当該病院又は事業所若しくは施設ごとに医療保健業又は介護サービス事業別の、それぞれ独立した主要薄を備えて経理している場合は、その独立した主要薄ごとの区分経理に基づき課税対象となる所得等を算定し、それらを合算又は通算して得た額を事業税の課税標準とします。

また、租税特別措置法第67条第1項（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人等にあっては、地方税法施行規則第6号別表5様式（所得金額に関する計算書）に「特例適用法人」と記載して提出してください。（この場合は、前記添付書類の提出は必要ありません。）

地方税法（以下、法という。）第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人等の範囲は次に掲げるものをいいます。

- (1) 医療法第39条に規定する医療法人
- (2) 医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）

ただし、農業協同組合連合会が設置する医療施設のうち、その医療施設に係る医療収入金額に占める各種社会保険診療の収入金額の割合が、おおむね常時30%以下であるものとして知事が認めたものを除く。

- (3) 公益法人等のうち医療保健業を行うもの
- (4) 医療法人の設立を目的とする法人ではない社団又は財団で代表者の定めがあるもののうち医療保健業を行うもの

1 添付書類の記載方法

まず、「収入金額の明細書」（医療第2表付表1）の各項目に該当する金額を記入し、医療直接経費に係る按分率及びその他的一般管理費等に係る按分率を求め

ます。

次に、「医療原価等経費の明細書」(医療第2表付表2)の各項目に該当する金額を記入しますが、共通経費等については、それぞれ該当する按分率を用いて社会保険診療に係る医療経費及びそれ以外の経費を求めます。

この2つの明細書から「損益区分計算書」(医療第2表)を作成し、最後に「所得金額計算書」(医療第1表)に所要の金額を記載します。

2 用語の定義及び記載内容

(1) 各表に共通する用語

ア 医療保健業に係る収入金額

社会保険診療分の医療収入金額、他の医療等に係る収入金額及び医療保健業に附隨する収入金額をいいます。

イ 社会保険診療分の医療収入金額

法第72条の23第2項に規定する法人の事業税の課税標準の算定の特例の適用対象となる医療に係る収入金額をいいます。

ウ その他の医療等に係る収入金額

労働者災害補償保険法等に基づく医療収入等、前記イ以外の医療収入をいいます。

エ 医療保健業に附隨する収入金額

電気、ガス等使用料に係るもの等、前記イ及びウ以外のものをいいます。

オ 按分率

前記イ、ウ及びエに係る専属経費として区分が困難な共通経費又は損金の額に算入した法人税額等、税務計算において調整される金額を合理的に按分するために用いる「収入金額の明細書」で算出するA又はBの数値をいいます。

(2) 各表毎の記載内容等

ア 収入金額の明細書(医療第2表付表1)

損益計算書の収入金額を、この表に区分して記入してください。

(ア) 社会保険診療分の医療収入金額

前記(1)イにいう収入金額を、各区分欄に従って記載してください。

査定損益がある場合は、当該査定損益に係る通知のあった日の属する事業年

度の収入金額に加算又は減算します。

なお、保険請求分に係る収入と保険窓口収入を区分経理している場合は、
保険窓口収入として一括計上して差し支えありません。

(イ) その他の医療等に係る収入金額

前記(1)ウにいう収入金額を、各区分欄に従って記載してください。

なお、嘱託収入とは受託医療収入以外で、学校又は事業所等の嘱託医であることによって得る収入をいいます。

(ウ) 医療保健業に附隨する収入金額

前記(1)エにいう収入金額を、各区分欄に従って記載してください。

a 生産品等販売収入

作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品を販売すること又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことによる収入金額をいいます。

b 商品販売等の附帯事業

病院施設内の売店、患者用の駐車場の経営等の医療保健業以外の事業が医療保健業に比して社会通念上独立した事業部門として認められない程度の軽微なもの（医療保健業の収入金額の1割程度以下の収入金額をいいます。）であり、かつ、医療保健業の附帯事業として行われていると認められるものについては、それぞれの事業を区分せず、医療保健業以外の他の事業収入を社会保険診療分以外の収入に含めて差し支えありません。

なお、ここでいう附帯事業とは、医療保健業に関連して行われる事業をいうものをいいますが、それ以外に医療保健業の目的を遂行するための事業も含まれます。

c 医療保健業の収入金額に含めない収入のうち、経費を超える部分の額

国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等法人税法の規定に基づき圧縮記帳した金額が国庫補助金等の受入額を下回った場合の差額などをいいます。

(エ) その他の事業等収入

医療保健業から生ずるものではなく、その附帯事業としての性格も有していないものをいい、各区分欄に従って記載してください。

(オ) 医療保健業の収入金額に含めない収入

按分率の算定上、収入相当額と対応する経費等を「医療原価等経費の明細

書」において相殺し、按分率算定要素から除外するものをいい、各区分欄に従って記載してください。

(カ) 按分の基礎

区分の困難な共通経費及び税務計算上の共通額を按分するために用いる(ア)及び(イ)又は(ア)、(イ)及び(ウ)の収入金額の合計額に占める社会保険診療分の医療収入金額の割合で、小数点以下第6位以下を切り捨て、第5位まで求めしてください。

イ 医療原価等経費の明細書（医療第2表付表2）

医療直接経費、医療直接経費以外の一般管理費及び営業外経費について、各区分欄に従って社会保険診療分と社会保険診療分以外に仕証して、それぞれの専属経費と按分率によって求めた額を記載してください。

(ア) 医療直接経費

医療原価及び一般管理費のうち、直接医療保健業に関連する経費で、次のように区分します。

a 医療原価

医薬品、診療材料費、医療消耗器具・備品など

b 医療直接減価償却費

医療機器及び診療専用の車両等医療保健業のみに供される資産の減価償却費

c 医療直接経費

試験研究及び医師、看護師、薬剤師等医療保健業のみに従事する者の給与・手当、退職給与その他医療保健業に専属する一般管理費

なお、共通医療直接経費とは、専属経費以外の社会保険診療又は自由診療等に区分できない経費をいい、おおむね次のものをいいます。

給与費（医師、看護師、薬剤師、栄養士等直接医療保健業に従事する者に係るもの（法定福利費は除く。））、材料費（患者給食食材費等）、委託費（検査、寝具、清掃、洗濯、機械補修）、研究・研修費、リース料等

(イ) 医療直接経費以外の一般管理費

一般管理費のうち、医療直接経費以外の経費をいい、次のように区分します。

a 共通減価償却費

上記、(ア)b 「医療直接減価償却費」以外の建物等医療保健業全般に共通する償却資産の減価償却費

b 共通一般管理費

上記、(ア)c 「医療直接経費」以外の役員報酬等医療保健業全般に共通する一般管理費

なお、共通一般管理費とは、おおむね次のものをいいます。

役員報酬、人件費(事務職員等の直接医療に従事しない者に係るもの。)、公租公課(法人の事業税及び特別法人事業税は区分して計上すること。)、退職金、保険料、企業年金、旅費、通信費、図書印刷費、接待交際費、会議費、医療消耗器具・備品以外の消耗品費・備品、広告宣伝費、福利厚生費、水道光熱費、地代家賃、修繕費、被服費、衛生費等

(ウ) 営業外費用

a 社会保険診療及びその他の医療等以外の営業外費用

土地売却・譲渡損等、社会保険診療及びその他の医療等に係わりのない営業外費用

b 共通常業外費用

支払利息、諸引当金・準備金等、上記、a 「医療保健業以外の営業外費用」及び査定損以外の医療保健業全般に共通する営業外費用

ウ 損益区分計算書(医療第2表)

「当期利益又は欠損12」・「金額①」のA欄に、当期分の損益計算書の税引後の当期利益又は欠損の金額を転記してください。

また、医療第2表の各付表で計算したものにより、各区分欄に従って当期決算に係る社会保険診療分及び社会保険診療分以外について損益計算をしてください。

エ 所得金額計算書(医療第1表)

(ア) 区分欄1 「当期利益又は当期欠損の額」

損益区分計算書(医療第2表)の「当期利益又は当期欠損12」欄のA、B及びCの各数値を、それぞれA、B及びCの各欄に転記してください。

(イ) 区分欄2から33まで

法人税の申告書の別表四（所得の金額の計算に関する明細書）から転記して、社会保険診療分と社会保険診療分以外の欄に区分して記載してください。

(カ) 区分欄34

E及びFの欄の金額は、地方税法施行規則第6号別表5様式（所得金額に関する計算書）の⑩及び⑪欄に転記してください。

(エ) 按分率欄

収入金額の明細書（医療第2表付表1）によって算定した按分の基礎（按分率）A又はBを転記してください。ただし、病院又は事業所若しくは施設ごとに按分率を算出している場合は、当該病院又は事業所若しくは施設を通じた按分率を用いてください。

3 その他の添付書類

- (1) 決算報告書の写し
- (2) 法人税法施行規則別表四、別表五（二）及び別表六（一）
- (3) その他（医療総収入の内訳書、減価償却費の内訳書、雑収入・雑損失の内訳書、人件費の内訳書、専属経費の内訳書など）

医療第1表

所得金額計算書

		事業年度	・ ・	法人名	
区分		金額 ①	按分率 (A)又は(B)	内訳	
当期利益又は当期欠損の額		1 A		B	C
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	2	(B)		
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	(B)		
	損金経理をした納税充当金	4	(B)		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5	(B)		
	減価償却の償却超過額	6	(A) or (B)		
	役員給与の損金不算入額	7	(B)		
	交際費等の損金不算入額	8	(B)		
	通算法人に係る加算額	9	(A) or (B)		
		10			
	小計	11			
減算	減価償却超過額の当期認容額	12	(A) or (B)		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
	受取配当等の益金不算入額	14			
	外国子会社から受けける剰余金の配当等の益金不算入額	15			
	受贈益の益金不算入額	16			
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18			
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			
	通算法人に係る減算額	20	(A) or (B)		
		21			
小計		22			
仮計 (1)+(11)-(22)		23			
対象純支払利子等の損金不算入額		24			
超過利子額の損金算入額		25			
仮計 ((23)から(25)までの計)		26			
寄付金の損金不算入額		27	(B)		
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要 加算調整額の益金算入額		28			
法人税額から控除される所得税額		29			
税額控除の対象となる外国法人税の額		30			
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等 相当額		31			
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額		32			
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額		33			
合計 (26)+(27)±(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)		34 D		E	F

医療第2表

損益区分計算書

区分		金額① (②+③)	内訳	
			社保医療②	その他医療等他③
収入 金額	社会保険診療収入	1	①	
	その他の医療収入	2		②
	医療保健業の附隨収入	3		③
	その他の事業等収入	4		④
	医療保健業に含めない収入	5		
	小計	6		
経費	医療直接経費	7	⑥	⑦
	医療直接経費以外の一般管理費	8	⑧	⑨
	営業外経費	9	⑩	⑪
	小計	10		
納税充当金等 (按分率B)		11		
当期利益又は欠損 (6-10-11)		12	A B C	

医療第2表付表1

収入金額の明細書

科目	金額	科目	金額
健康保険法		訪問介護	
国民健康保険法		訪問入浴介護	
高齢者の医療の確保に関する法律		通所介護	
船員保険法		通所リハビリテーション※1	
国家公務員共済組合法		福祉用具貸与	
防衛省の職員の給与等に関する法律		短期入所生活介護	
地方公務員等共済組合法		短期入所療養介護（介護老人保健施設）※1	
私立学校教職員共済法		短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）※1	
戦傷病者特別援護法		認知症対応型共同生活介護	
母子保健法		特定施設入所者生活介護	
児童福祉法	療育の給付・医療の給付 肢体不自由児通所医療・障害児入所医療 小児慢性特定疾病医療	指定居宅介護支援 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス※1 介護医療院サービス※1 介護療養施設サービス※1 特定入居者介護・支援サービス	
社会保険診療分の医療収入金額	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 生活保護法（医療扶助・出産扶助） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 麻薬及び向精神薬取締法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び觀察等に関する法律	労働者災害補償保険法等収入（労災保険収入） 自動車損害賠償責任保険収入 自由診療収入（自費診療・歯科材料差額等を含む。） 健康診断・予防注射・受託医療収入 医療行為に対する補助金、委託料※2 特別室等の差額収入 診断書等諸証明書収入 受託技工・検査料等収入 嘱託収入	
介護保険法・生活保護法	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション※1 短期入所療養介護（介護老人保健施設）※1 短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）※1 居宅療養管理指導 介護保健施設サービス※1 介護医療院サービス※1 介護療養施設サービス※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 難病の患者に対する医療等に関する法律 保険窓口収入 社会保険診療報酬等査定損益	計②	
医療保健業に附随する収入	利子・配当等収入 電気・ガス等使用料収入 生産品等販売収入 不用品売却収入 還付加算金 保険解約・満期返戻金 補助金（医療行為に対する補助金を除く）・各種祝金・協力金・寄付金※2 役員の社宅費・食事代収入等 現金過不足 医療保健業の収入金額に含めない収入のうち、経費を超える部分の額※3	医療保健業の収入金額に含めない収入 国庫補助金等の圧縮記帳相当額※3 国税・地方税の還付金等 購入棚卸資産の仕入れ割戻し 従業員の社宅費・食事代収入等 従業員の保育施設利用料 償却資産の売却益（取得価額が限度） 生損保収入金額のうち、事故当事者等支払額 債務免除益 前期修正益のうち、損金減少部分	計⑤
その他の事業等収入	土地譲渡益等 有価証券売却益等	※1 居住費・食費（食材料費と調理費）・滞在費は「他の医療等に係る収入金額」に計上します。 ※2 医療行為に対する補助金は「他の医療等に係る収入金額」に、それ以外の補助金は「医療保健業に附隨する収入」に計上します。 ※3 国庫補助金等の圧縮記帳相当額は「医療保健業の収入金額に含めない収入」に、圧縮額が国庫補助金等の受入額を下回った場合の差額は「医療保健業に附隨する収入」に計上します。	
	計④	収入金額の合計①+②+③+④+⑤	

按分の基礎（按分率） (小数点以下第6位以下を切り捨て、第5位まで求めてください。)	医療直接費	A= $\frac{\text{①}}{\text{①}+\text{②}}$	
	その他の一般管理費等	B= $\frac{\text{①}}{\text{①}+\text{②}+\text{③}}$	

医療第2表付表2

医療原価等経費の明細書

○医療直接経費

科目		金額 ①	按分率 (A)	内訳	
				社保医療② ①×按分率	その他医療等他③ (①-②)
専属経費	社会保険診療分	1			
	その他医療等分	2			
	小計	3			
医療保健業の収入金額に含めない収入の経費相当額		4			
計(3)-(4)		5			
共通医療直接経費	医療原価	6			
	医療直接減価償却費	7			
	医療直接給与・手当等	8			
	患者給食食材費	9			
	委託料	10			
		11			
	小計	12			
医療保健業の収入金額に含めない収入の経費相当額		13			
計(12)-(13)		14			
合計(5)+(14)		15		⑥	⑦

○医療直接経費以外の一般管理費

科目		金額 ①	按分率 (B)	内訳	
				社保医療② ①×按分率	その他医療等他③ (①-②)
専属経費	法人の事業税・地方法人特別税	16			
		17			
		18			
	小計	19			
医療保健業の収入金額に含めない収入の経費相当額		20			
計(19)-(20)		21			
共通一般管理経費等	その他給与・手当等	22			
	その他の減価償却費	23			
	その他共通一般管理費	24			
	小計	25			
医療保健業の収入金額に含めない収入の経費相当額		26			
計(25)-(26)		27			
合計(21)+(27)		28		⑧	⑨

○営業外経費

科目		金額 ①	按分率 (B)	内訳	
				社保医療② ①×按分率	その他医療等他③ (①-②)
営業外費用	支払利息	29			
		30			
	小計	31			
	その他の事業収入に係る経費	32			
医療保健業の収入金額に含めない収入の経費相当額		33			
計(31)+(32)-(33)		34			
各種引当金・準備金	戻入額	35			
	繰入額	36			
差引額(36)-(35)		37			
特別損失		38			
	※査定損	39	()		
	土地譲渡損・有価証券譲渡損	40			
	小計	41			
医療保健業の収入金額に含めない収入の経費相当額		42			
計(41)-(42)		43			
合計(34)+(37)+(43)		44		⑩	⑪

※査定損39欄は、「収入金額の明細書」の社会保険診療の「査定損益欄」で計算することとし、41欄では加算しないこと。

医療原価等の合計 (15)+(28)+(44)			
----------------------------	--	--	--